

長崎県幼児教育センター設置要綱

(設置及び目的)

第1条 県は幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育の拠点となる長崎県幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）を設置し、各種施策を総合的に実施する。

(所掌事項)

第2条 幼児教育センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 保育者を対象とした研修の機会充実に関する事
- (2) 幼児教育アドバイザーによる訪問支援に関する事
- (3) 小学校と幼児教育施設の連携推進に関する事
- (4) 幼児教育の調査・研究・情報発信に関する事
- (5) (1) から(4) に付随する事業に関する事

(組織)

第3条 幼児教育センターは、センター長、副センター長及び職員をもって組織する。

- 2 センター長は、県子ども政策局子ども未来課企画監（行政職・幼児教育）、副センター長は、県子ども政策局子ども未来課参事（教育職）をもって充てる。
- 3 職員は、県子ども政策局子ども未来課職員をもって充てる。
- 4 幼児教育センターにおいて、必要があるときには、学識経験者、保育事業者、関係する県職員等の臨時委員を置くことができる。

(事務局)

第4条 幼児教育センターの事務局は、県子ども政策局子ども未来課内に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、幼児教育センターの運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。